

市政だより

天草

お知らせ版

平成27年

10

15

No.229

問い合わせ先

- 本 庁** 天草市役所・市庁舎別館 ☎231111
〒863-8631 天草市東浜町8番1号
- 支 所** 牛 深 ☎732111・有 明 ☎531111
御所浦 ☎672111・倉 岳 ☎643111
栖 本 ☎663111・新 和 ☎462111
五 和 ☎321111・天 草 ☎421111
河 浦 ☎761111

☎…申し込み先 ☐…郵送先 F…FAX M…メールアドレス H…ホームページ ※申請書などは☎に備え付け。

行政

市看護師等修学資金 修学生を募集

対象 次のいずれにも該当する人。●看護師・助産師の養成施設に入学を予定または在学している人（准看護師を除く）●市が指定する医療機関などで看護師または助産師の業務に従事する意思がある人●医療機関などから勤務することを条件とした修学資金や、これと同等の資金貸与を受けていない人。※県看護師等修学資金貸与制度は併用可能。

修学資金 ①入学金：30万円を限度②授業料相当額：月額5万円。

募集人数 10人程度。

貸与期間 平成28年4月から養成学校を卒業する日の属する月まで（通算して48カ月を限度）。※貸与期間に2年を加えた期間、市が指定する医療機関に勤務すると返還が免除されます。

申込方法 12月1日☎から平成28年1月8日☎まで、申請書を郵送または持参してください。

☎☎☎〒863-8631
市内東浜町8-1-1（郵送の場合）は住所記載不要）天草市役所・健康福祉政策課

「ごみの焼却」は法律で禁止されています

家庭や事業所のごみを野外で燃やすことは、法律で禁止されています（例外規定を除く）。野外でのごみの焼却は絶対に行わず、家庭ごみは各地区のごみステーション、事業所ごみは市が許可している収集運搬業者に依頼してください。※不法焼却した場合は、懲役や罰金などの罰則があります。

〔例外規定〕農・林業を営むうえで、の焼却や落ち葉のたき火など、公益上や社会の慣習上やむを得ないもの。※苦情が寄せられた場合は行政指導の対象になります。

☎本庁・環境施設課

11月3日☎(文化の日)のごみ収集日を変更します

	対象地区	変更前	変更後
本	燃やせるごみ		
	火曜日に収集予定の地区	11月3日☎	11月4日☎
	燃やせないごみ		
渡	佐伊津町(洲の崎、三軒屋、明瀬、宮口)、旭町	11月3日☎	11月6日☎
	資源物		
牛深	中山口、内柿、溝端、山の口、半河内、中南、楠浦町(久保登、上の原、立浦観音、方原)	11月3日☎	10月29日☎
	燃やせるごみ		
	火曜日に収集予定の地区	11月3日☎	11月2日☎

	対象地区	変更前	変更後
牛深	資源物		
	宮崎、鬼塚、須口、茂串	11月3日☎	11月5日☎
有明	燃やせるごみ		
	西地区(上津浦、下津浦、小島子、大島子)	11月3日☎	11月2日☎
新	燃やせるごみ		
	B地区(馬場下、渡ノ浦、平、棒の鶴、馬場、切越の一部(団地前)、宮地浦の一部(浦元宅前)、中田、碓石、大宮地)	11月3日☎	11月4日☎
和	燃やせないごみ		
	大多尾、宮南、宮地浦、切越、諏訪	11月4日☎	11月11日☎
五和	燃やせるごみ		
	西地区(二江、手野、城河原)	11月3日☎	11月2日☎

※その他の地区は、「家庭ごみ・資源物出し方カレンダー」でご確認ください。

☎本庁・環境施設課

「天草宝島プレミアム商品券」の使用期限は、12月31日☎までです！

期限を過ぎた場合は無効となり、現金との引き換えはできませんのでご注意ください。

☎天草宝島物産公社（本庁〔別館〕・産業政策課内）